

## ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社アクシオ（以下「弊社」）は、お客様がこのソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約書」）に同意いただくことを条件に、『OnRPA®/OnRPA2』（以下、本ソフトウェア）の非独占的使用権を許諾するものとします。また、お客様が本ソフトウェアをコンピュータのハードディスク等の記憶装置へ保存したとき、または本ソフトウェアを使用したときは、本契約の締結に同意いただいたものとします。

### （利用許諾）

第1条 本ソフトウェアは、RPA（Robotic Process Automation）ソフトウェアを実装した機器の運用についての利便性の向上を目的としたものです。お客様は、本ソフトウェアを、この目的にのみ使用し、その他の目的に使用しないものとします。

2 お客様は、弊社から許諾されたライセンス許諾数の範囲内で複製、利用することができます。

3 本ソフトウェアの使用は日本国内に限るものとし、お客様は本ソフトウェアの輸出及び国外への持出しをしないものとします。本ソフトウェアの使用に際しては日本国法に準拠するものとします。

### （著作権の帰属）

第2条 本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権その他の全ての権利は株式会社アクシオに帰属します。

本ソフトウェア及び内容物は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、財産権、所有権、知的財産権、その他の無体財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

### （禁止事項）

#### 第3条

お客様は、弊社の事前の書面による許可なく以下の行為を行うことができません。

(1) 本契約第1条第1項に規定する本ソフトウェアの目的以外の目的で本ソフトウェアをインストールし、または利用すること。

(2) 本ソフトウェアの使用権を第三者に貸与、譲渡、リース、レンタル、サブライセンスすること。

(3) 本ソフトウェアを、ライセンス許諾数及び必要最小限のバックアップを超えて複製すること。

(4) 本ソフトウェアを改変し、ネットワーク上で配信し、若しくは他の著作権法上の行為を行い、又は逆アセンブル若しくは逆コンパイル、又は他の方法のリバースエンジニアリングを行うこと。  
本ソフトウェアが媒体で提供された場合でも、媒体の所有権の帰属にかかわらず本ソフトウェアに関する権利はすべて弊社に帰属し、お客様は著作権法第47条の3第1項の翻案権を行使しないものとします。

### （免責事項）

第4条 本ソフトウェアの使用、使用不能、バグ、セキュリティホール、誤動作その他本ソフトウェアにより生じたいかなる損害（直接損害、間接損害、付随的損害、結果的損害、特別損害を含む全て）についても、弊社は一切責任を負いません。

2 本ソフトウェアは、有償無償に関わらず、弊社は一切の技術サポートを行いません。但し別途お客様と弊社の間で保守等の契約を締結し、その有効期間内である場合はその内容により対応します。

3 本ソフトウェアは、Microsoft 社の Windows の機能の一部を利用しています。Microsoft 社の仕様変更により、動作に影響のある場合がありますが、弊社はその対応の責を負うものではありません。

4 本ソフトウェアとともにお客様が使用する RPA ソフトウェアのライセンスについてはお客様の責任で提供元に確認・対応して充足させるものとし、弊社は一切の責任を持ちません。

#### (保証の放棄)

第5条 本ソフトウェアは、一切の保証なく現状有姿にて提供されるものです。本ソフトウェアは、将来的、継続的なサポートを保証するものではありません。発生する技術的不具合、本ソフトウェアの修正およびバージョンアップについても保証しないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、弊社がお客様に本ソフトウェアを有償かつ記録媒体で提供した場合で、本ソフトウェアの納入後30日以内に当該媒体に重要な物理的な欠陥が発見されたとき、弊社は当該媒体を無償で交換します。本ソフトウェア及び記録媒体に関する弊社の保証は、本項に定めるものをもってすべてとします。

#### (契約の終了)

第6条 お客様が本契約のいずれかの項目に違反した時は、弊社は、お客様に対し何らかの通知、催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。

2 弊社は、弊社の判断、及び国家機関の命令等により、本ソフトウェアの使用停止が公示された場合、速やかに使用を取りやめ、本契約を終了させることができます。

3 お客様は、前2項の場合、直ちに本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアをアンインストールするものとします。また、本ソフトウェアが媒体で提供されていた場合は、本ソフトウェアを消滅させるものとします。前2項によらずお客様が本ソフトウェアを使用しなくなった場合も、同様に本ソフトウェアをアンインストール及び消滅させるものとします。

#### (残存条項)

第7条 本契約が終了したのちも、第2条、第3条、第4条、第5条第1項、第6条及び第8条の規定は有効に存続するものとします。

#### (合意管轄)

第8条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

株式会社アクシオ